

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

可児市は総面積87.57k m²で、人口は令和7年1月1日現在、約9万9800人、県内市町村の中で第5位となる。昭和45年以降人口が急増し、平成17年以降は横ばい傾向が続いているが、可児市人口ビジョンによると現在の状況のまま推移すると、令和42年には75,377人まで減少すると推計されている。

人口構造は令和6年10月1日現在、65歳以上の老年人口が全人口の約29%を占める一方で14歳以下の年少人口は全人口の約12%にとどまっている。

出生数も平成20年以降は減少傾向にあり、令和4年の合計特殊出生率は1.16人であった。また、15歳から64歳の生産年齢人口も減少傾向にある。

人口動態の特徴として、現在の人口増の一要因となる外国人の増加があり、岐阜県の調査によると令和6年6月末現在、外国人は9,370人で可児市の人口の約9.4%となっており、人口数と割合は共に県内2位である。

産業構造は、令和3年度岐阜県市町村民経済計算によると第1次産業（農林水産業のみ）が0.1%、第2次産業（鉱業、製造業、建設業）が49.1%、第3次産業が50.0%を占め、産業分類別では、特に製造業とサービス業の割合が高い構造となっている。業種別の従業員数は、令和3年経済センサスによると製造業が31.2%、次いで卸売・小売業15.1%となり、特化係数で見ると製造業は全国比で2.05と割合が特に高い。製造品出荷額は、令和3年経済センサスによると4,645億円で県内3位となる。企業・事業所の状況は、令和3年経済センサスによると製造業167事業所の内、従業員数300人未満の中小零細規模の事業所が95%以上を占めている。

令和6年11月現在の管轄のハローワーク多治見の有効求人倍率は、全数で2.31倍であった。岐阜県全体の平均が1.56倍であることから、深刻な人手不足を示す高い数値である。また、かねてから市内商工産業界を始めとする経営者から後継者不足の声があり大きな課題となりつつある。

本市は、第2期総合戦略の基本目標に「安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創る」を掲げ、産業集積の基盤整備と企業誘致により新たな雇用の創出に取り組んでいるが、少子高齢化の進行や若者の都市部への流出による労働力不足などが懸念されている。

また、「第4次産業革命」と呼ばれるAI、IOTなどの新しい技術の活用やDXの推進による生産性の向上、変化を続ける国内外の経済社会情勢の動向を把握しながらサプライチェーン全体の脱炭素化に向けたGXの推進やSDGs達成に向けた取り組みに対応できる経営力の向上など、課題は山積しており、行政と事業者が一体となり課題に取り組むことが必要である。

(2) 目標

大企業との差が拡大傾向にある中小企業の労働生産性を向上させることに

取り組み、人手不足に対応できる基盤の構築や、将来的にも安定して成長する見込み等、後継者が安心して企業活動を行うことができることを目標とする。

具体的には、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることを促す。目標値として先端設備等導入計画の認定件数を年間20件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売・小売業、サービス業を始めとする多岐、多様な業種が市内の経済、雇用を支えている。よって、これらの全産業分野において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多岐、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、上記に定める先端設備であっても、その設備が労働生産性の向上に寄与しないと判断される場合はこの限りでない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は全域都市計画区域内であり、区域区分の設定はしていない。そのため産業は、工業専用地域、工業地域、商業地域を中心とした用途地域内と用途無指定地域も含めた広域に立地している。よって広く事業者の生産性向上を実現する必要性から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種は、本市の産業が製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって本計画の対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、従来の活動の改善、効率化に加え、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。よって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、新たな雇用創出、地域経済の活性化を図ることを目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導

入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 地域への配慮

周辺の環境や景観等に著しく影響を及ぼすもの、地域住民への配慮が必要な取り組み、また、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 認定等に対する配慮

認定にあたり、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要な書類等を申請者に求めることができるものとし、同時に申請者に過度な負担とならないように配慮する。

(4) 計画の進捗状況についての調査等への配慮

市は、導入促進指針及び同意導入促進基本計画の進捗状況を定期的に調査、把握することに努めるものとし、認定者はそれに協力するものとする。